

平成22年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成22年11月30日（火）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第70号 瑞穂市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第6 議案第71号 瑞穂市水防センター条例の制定について
- 日程第7 議案第72号 瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第74号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第75号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第76号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第77号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第78号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第80号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第81号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第82号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第83号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第84号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第85号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第86号 非核・平和都市宣言の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番 堀 武 2番 土屋隆義

3番	熊谷祐子	4番	西岡一成
5番	庄田昭人	6番	森治久
7番	棚橋敏明	8番	広瀬武雄
9番	松野藤四郎	10番	広瀬捨男
11番	土田裕	12番	小寺徹
13番	若井千尋	14番	清水治
15番	山田隆義	16番	広瀬時男
17番	若園五朗	18番	星川睦枝
19番	藤橋礼治	20番	小川勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	奥田尚道
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 東南庁舎管理部長	伊藤脩祠
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 事務局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見秀意	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） おはようございます。

ただいまから平成22年第 4 回瑞穂市定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号 9 番 松野藤四郎君と10番 広瀬捨男君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

8 件を報告します。

鷺見事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 議長にかわりまして、6 件報告します。

まず 1 件目は、お手元に配付しましたとおり、11月24日、住宅リフォーム助成制度創設を求める請願が提出され、受理しましたので、報告をいたします。この請願につきましては、後日、議題にしたいと思います。

2 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成22年 8 月分と平成22年 9 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して 3 件目ですが、地方自治法第199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同

条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、9月29日に管財情報課を対象に実施されました。監査の結果、管財情報課における財務に関する事務は適正に執行されていると認められるが、契約事務に関しては、法令、要領を遵守していないため、事務手続が適正とは判断できない次の2点を指摘した。

第1点は、指名競争入札は、地方自治法施行令第167条に該当する場合にできることになっているが、関係書類の記載欄には該当理由が記入されていない。

第2点は、瑞穂市建設工事等電子入札実施要領第7条によれば、入札者、またはその代理人立ち会いのもと、もしくは前者が立ち会えないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札することになっているが、8月末現在で行われた37件の電子入札はすべて立会者なしで開札されている。

また、1人、または1社からの見積書徴取による随意契約については、なるべく2人、または2社以上から見積書を徴取して選定するか、あるいはその契約が競争入札によることができないか検討いただくこと。談合防止については、落札金額が予定価格と同額となっているとどうしても談合の疑いを抱かれるため、今後は他の自治体の予定価格の決定方法、入札方法も参考にしながら、対策には常に万全を期されることを意見として申し述べたとの報告でした。

また、10月29日に福祉生活課を対象に実施されました。福祉生活課における財務に関する事務は適正に執行され、福祉施設及び施設備品の維持管理は適切になされているものと認められた。福祉施設については、次の事項について検討願いたい。

生活訓練場は、訓練時間が金曜日午後4時から翌朝午前9時までと規則で決められており、月平均4回、年間50回の利用で非効率となっている。現在の利用者は、福祉作業所の豊住園、すみれの家の入所者が隔週で利用しているだけであるが、利用者は月に1回しか利用できない状況である。利用ニーズは高いことから、業務委託業者と協議の上、訓練回数等の見直しと利用度を高めるためのPRや市外者まで含めた利用範囲の拡大、さらには福祉関係の相談事業等の実施や業務委託業者に参考意見を伺うなどして目的外利用を検討され、施設の有効利用を図ること。

福祉作業所は、障害者自立支援法の指定事業所の認定を受けて、平成23年度より社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会が運営主体となるため、現在の業務委託料は不用になる。しかし、職員に看護師が必要となるため、その経費を当面補助金で負担することになるようだが、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会が自主運営するよう指導、助言すること。

また、福祉作業所で入所者が製作しているものの販売に当たり、相談や依頼等がある場合は協力をすること。

すみれの家は社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会の所管になり、別の場所に建設されるので、現在の施設及び備品を有効活用すること。

最後に、生活訓練場は築3年にもかかわらず基礎部分にクラックが発生し、建物内にもその影響が見受けられるので、原因を確認して、安全面に配慮するとともに、今後全市的にこのような建設を繰り返さないよう努めること。

4件目は、議員派遣の結果報告です。さきの議会で議決されたとおり、議員16名と私の計17名が9月30日に香川県の坂出市役所へ、10月1日には善通寺市役所へ視察研修に行きました。1日目は香川県坂出市において包括外部監査制度についての研修を受けました。坂出市は、平成14年から全国に先駆けて事務事業に対するチェック機能の強化を図る目的で当制度を導入し、毎年外部監査人がテーマを決め、補助者とともに、年間約30日から90日をかけて、予算630万円で実施しています。

成果としては、一つ、事務事業の適正化が図られた。一つ、職員に緊張感が生じた。一つ、市民の信頼度が増し、説明責任を果たすことにつながった等が上げられるとのことでした。

今後の課題としては、一つ、監査テーマの選定に限りがある。一つ、外部監査人のなり手が少ない。一つ、監査テーマの選定は基本的に監査人が決定するようになっており、それに対する是非等でありました。本年度から始まった瑞穂市にとりまして大変参考になりました。

2日目は、善通寺市リサイクル総合施設「未来クルパーク21」において、ごみ処理方法について研修を受けました。

当施設は、広域行政事務組合により平成12年に26億円をかけ完成したものであり、早くから先進的にごみ処理問題について取り組んでいる市であります。

処理対象物は、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ等で、1日当たり21トンの処理能力があるとのことでした。また、選別回収物として、鉄、アルミ類、瓶類、空き缶、ペットボトル、布類等が上げられ、多くの職員が作業に当たっていました。瑞穂市の今後におけるごみ行政の進め方について大変参考になりました。

どちらの視察先においても懇切丁寧な説明を受け、疑問点は問いただし、お互いに意見交換するなど、充実した内容の視察研修でありました。

同じく5件目も議員派遣の結果報告です。さきの議会で議決されたとおり、11月9日、議員17名が、山県市の花咲きホールで開催された中濃十市議会議長会主催の議員研修会に出席しました。研修会では帝京大学経済学部教授の黒崎誠氏を講師に迎え、「どうなる日本の政治と経済」と題する講演を受講しました。大変有意義な研修であり、議員の資質向上に大いに役立つ研修であったと思います。

6件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。10月12日に同組合の平成22年第2回定例会が開催されました。管理者より提出された議案は2件で、平成21年度決算の認定を求めるもの1件、監査委員に学識経験者の藤澤滋人氏を選任するため議会の同意を求めるもの1件で、これらの2議案はいずれも認定または同意されました。以上でございます

す。

議長（小川勝範君） 最後に、7件目の平成22年第3回もとす広域連合議会定例会について及び8件目の平成22年第4回もとす広域連合議会臨時会について、庄田昭人君から報告願います。

5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） おはようございます。5番 庄田昭人です。

議長より指名をいただきましたので、平成22年第3回もとす広域連合議会定例会及び第4回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告します。

最初に、第3回定例会については、10月18日から22日までの5日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は11件で、内訳は、専決処分の承認を求めるもの2件、人事案件1件、決算の認定を求めるもの5件、補正予算3件でした。

人事案件は、公平委員会の馬淵義明委員の任期が10月29日で満了するため、後任の委員に瑞穂市の新田年一氏を選任するため議会の同意を求めるものでした。

決算及び予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の五つの会計で平成21年度決算の認定を求めるものと、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の三つの会計で平成22年度補正予算を定めるものでした。

提出された議案のうち、専決処分の承認を求めるもの2件と人事案件1件については、定例会初日の10月18日、広域連合長の提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いました。結果は、いずれの議案も承認または同意されました。

残りの8議案は所管の常任委員会に審査を付託し、10月22日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれの議案も可決または認定されました。

次に、第4回臨時会につきましては、11月29日に1日の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は、条例の一部改正を行うもの1件でした。

内容は、平成22年度の人事院及び岐阜県人事委員会の給与勧告に準拠し、もとす広域連合職員の期末手当や給料表などの改正を行うものです。

広域連合長より提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

以上、平成22年第3回もとす広域連合議会定例会及び第4回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、これら定例会及び臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。終わります。

議長（小川勝範君） ありがとうございました。

以上、報告した8件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

す。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長（小川勝範君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

平成22年第2回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会について報告をいたします。

定例会は、去る平成22年11月26日に開催され、管理者として出席してきましたので、その結果について報告するものでございます。

案件は、行政報告1件と決算認定に係る議案1件であります。

まず、報告第2号瑞穂市・神戸町水道組合会計資金不足比率の報告については、資金不足比率について、組合会計の平成21年度決算に基づいて算定した結果、資金不足額が発生しておらず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告しました。

次に、議案第4号平成21年度瑞穂市・神戸町水道組合会計決算の認定についてでございます。

決算の内容については、歳入総額1,136万1,000円、歳出総額926万5,000円となり、歳入歳出差引額は209万6,000円でありました。

歳入についての主なものは、負担金としまして177万8,000円、水道使用料644万4,000円、前年度繰越金267万2,000円となりました。

歳出についての主なものは、総務費560万4,000円、公債費355万8,000円となりました。

なお、年度末の基金残高は4,630万9,000円となっております。

以上のような決算内容について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を添えて議会の認定に付し、承認をいただきましたので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第70号から日程第21 議案第86号までについて（提案説明）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第70号瑞穂市男女共同参画推進条例の制定についてから日程第21 議案第86号非核・平和都市宣言の制定についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 平成22年もいよいよ師走を迎える季節となりましたが、本日、平成22年第4回瑞穂市議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今年の夏は異常な猛暑が続き、各地で高温の記録を更新したことは記憶に新しいところでございます。この異常な気象状況が農作物にも影響を及ぼしているようで、米作の不作や野菜の高値、また当市が発祥の地であります富有柿も不作とのことを聞き及び、心を痛めております。

さて、こうした状況下、国政に目をやると、非常に混沌とした政治状況で、これもまた心悩ます要因であります。グローバルな経済情勢はますます加速を深め、日本経済を牽引しているのは、アメリカからアジアへと大きくシフトされているとの感じを受けておりますが、アジア経済の高成長に便乗するかのように、日本の産業構造も中国やアジアに視点を移して展開がされているようで、国外の技術移転と中小企業の疲弊が同時進行の形で進んでいるとの感触を持っておるところでございます。こうした実情は、体力のある企業には好転となって、法人税の増収に見られる現象にあらわれておりますが、やがては産業の空洞化、国内の雇用の場の喪失につながり、今後の税収減につながっていきはしないかと懸念をいたしておるところでございます。

この実態を裏づけるように、来年卒業の若者の就職内定率がマスコミで報道されておりますが、10月1日時点での数値ですが、大学生の就職内定率が57.6%で過去最低を記録との内容で、さらに短期大学の女子学生のみでは22.5%、専修学校37.9%と軒並み前年同期を大きく下回っているようです。また、高校生においては9月末時点で40.6%とのことであります。国でもこうした実情を憂慮し、卒業から3年以内は新卒枠で応募できるよう、雇用対策法に基づく青少年雇用機会確保指針を改正し、青少年の就職活動支援に取り組んでいるとの報道もされておりました。

つまり、働きたい若者が就職できないという実情は非常に深刻な状況であり、それは社会を支える新しい担い手が少なくなり、社会構造が変わっていき、やがては国の活力をそぐことが懸念されるわけでございますが、ひいては税収減につながる要因を含んでおります。こうした現状を考えると、来年度以降の財政運営は今まで以上に深刻な状況であるとの認識を持って臨まないといけないと考えておるところでございます。

御承知のように、国政は歴史的な政権交代により新政権が誕生して、さまざまな制度改革が打ち出されたものの、その機能は十分に発揮されておらず、国民の要望も高まる中、補正予算も組まれたところで、先日、国会で可決されました。今後、地域活性につながる具体的な事業メニューが示されてくることと思われませんが、それを待ち望んでおるところでございます。

しかし、補正予算可決に至る国会運営の状況を毎日テレビ等で見ると、閉塞感を覚えざるを得ません。要するにこの国の進み方にいささか疑問を感じざるを得ず、日本の将来を

真剣に考えるには、やはり一刻も早い地方分権の実現が必要だという思いを強くしておりますが、いずれにしましても今後の国の動向や新年度予算方針を見据えながら、瑞穂市の将来を考へざるを得ず、情報収集に最大限の意を注ぎつつ、瑞穂市としての行財政運営を行ってまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、より現実的な視点から現況をとらえていただきまして、御指導、御意見をいただけたらと切にお願いをいたします。

12月議会ということで、市行政のこの一年を振り返ってみますと、市民参加、市民協働のまちづくりを掲げておりますが、この2月には、昨年に引き続きまして、水と緑の回廊づくりの一環として中川堤防と五六川堤防に450本の桜の植樹を行いました。ことしはすべて桜の苗木は岐阜さくらの会、日本さくらの会からの寄附で賄えました。同じく2月に、ぎふ清流国体とぎふ清流大会の実行委員会が設立されました。御承知のように瑞穂市はボウリング会場となりますが、平成24年の国体開催に向けてさまざまな事業を展開してまいります。

3月には穂積中学校の新校舎が完成し、耐震性はもちろんのこと、快適な学習環境が整備できました。また、牛牧第2保育所の新園舎が完成し、5歳児の受け入れが可能になりました。また、南小学校区の放課後児童クラブの施設が完成しました。一方で、市民参加の手づくりによる男女共同参画計画ができ上がりました。

6月には、これも市民参加によるグラウンドの芝生化事業を西小学校と生津小学校で実験的に実施しましたが、その成果は出まして、他校でも実施したいという声が聞かれます。

8月には、市民の皆さんから、5月に配布した緑のカーテン事業の成果の報告が続々と寄せられました。少しは猛暑が緩和され、またCO₂削減に寄与できたのではないかと考えております。

9月には、人に優しいまちづくりということで、バリアフリー化を中心にしたJR穂積駅周辺地区のまちづくり交付金事業が完成しました。駅周辺及び市役所周辺のカラー舗装化や歩道の拡幅はこの事業によるものでございます。

11月1日から子育ての一元化がスタートし、保育所や放課後児童クラブの所管が教育委員会に委任され、「ゆりかごから巣立ちまで」を合い言葉に、子供たちの健やかな成長を一貫して見守る体制が整いました。

このように、さまざまな事業や施設整備を進めてきましたが、市民の満足度から見れば、まだまだ課題は山積をいたしております。公園の整備を望む声、下水道整備を望む声、地域の集会施設を望む声、運動施設の整備を望む声、さまざまな市民の皆さんの声に耳を傾けながら、総合計画の実施と私が掲げましたマニフェストの実現に向けて、限られた財源をいかに効率よく未来に向けて投資ができるか、一つ一つの事業を検証し、選択しながら、優先度を見きわめつつ進めてまいりたいと思っておりますので、御理解、御指導をお願い申し上げます。

さて、今回議案として提出させていただきました案件は、新規条例が2件、条例を改正する

案件が9件、補正予算が5件、非核・平和都市宣言の制定に係る案件1件の計17件であります。

それでは、順次、提出する議案の概要を説明させていただきます。

議案第70号瑞穂市男女共同参画推進条例の制定についてであります。

平成22年3月に、男女がお互いの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において対等に参画できる社会を推進するため、瑞穂市男女共同参画基本計画を策定したところですが、今後さらに、『「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり』をスローガンに、男女共同参画社会づくりの実現を目指す基本理念を明確にするため、瑞穂市男女共同参画推進条例を制定するものであります。この条例案は、審議会で市民参加によって作成されたものであります。

議案第71号瑞穂市水防センター条例の制定についてであります。

水害等の災害発生時における情報収集及び応急対策、防災用資器材の備蓄及び保管、並びに防災に関する教育訓練等を行う複合施設として瑞穂市水防センターを設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき市条例の制定を行うものであります。

次に、議案第72号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

11月1日に子育て支援の一元化を図り、保育所等の事務を教育委員会に事務の委任を行いました。これに伴って行政組織の見直しを行い、より効率的な事務運用がなされる組織とするため、健康推進課を市民部から福祉部に移管するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

今回、議案第70号にて上程しております瑞穂市男女共同参画推進条例の制定に伴い当該審議会を削除し、また子育て支援の一元化による行政組織条例の改正に伴う健康推進課及び児童高齢福祉課の所管の変更を、学校教育課を2課に分割したため幼児支援課に改め、新たに瑞穂市健康増進計画策定委員会を設置するため、条例の改正をするものであります。

次に、議案第74号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第76号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてと、そして議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。関連性がありますので一括して御説明をいたします。

平成22年8月10日に人事院の給与勧告がなされ、公務員給与の改定が勧告されました。この勧告を受け、政府は、11月1日に本勧告どおりの給与改定を行う旨の決定をしました。その内容は、本年も厳しい民間の情勢を反映し、公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれについても公務が民間を上回っているため、それらを引き下げることとなったものであります。今回は月例給については、初めての措置として、民間との較差が拡大している50歳代後半層の給与を1.5%減じることとし、あわせて給料表の引き下げ改定を行い、加えて特別給、すなわちボーナスについても年間で0.2ヵ月分引き下げるもので、非常に厳しい内容の勧告と

なっております。

この背景には、経済状況が、エコポイント効果等で一時的には特需的に消費力を押し上げているものの、自動車産業界においては、エコカー補助金、いわゆる環境対応車普及促進事業補助金が終了したことなどにより著しい落ち込みが報じられているように、日本経済全般では決して好転していない現状があることは御承知のとおりであります。

したがって、この勧告に伴って職員給与等の引き下げを実施するほか、議員各位の期末手当及び常勤の特別職の期末手当も引き下げる改定を行うため、関係条例の改正を行うものであります。

職員、とりわけ55歳以上の管理職員にあってはまことに厳しい改定内容であります。民間との較差が認められる実態を反映させた勧告ということで、各位には理解してもらいたいと思っております。

なお、今回、職員の給料等の改定に伴う減額の予算計上については、国会の法案可決等の関係で予算積算が予算入力期間中にできなかったため、次回の議会に上程予定の補正予算にて計上する予定ですので、御理解をお願いいたします。

次に、議案第75号でございます。瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この8月に瑞穂市特別職報酬等審議会に御審議をお願いし、答申をいただきました。その答申を参考にしながら、各種行政委員の報酬の見直しを行ったほか、その他委員の額の改定や名称変更、委嘱予定のない委員を削除する等整備するため条例を改正するものです。

次に、議案第78号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。

平成20年度より後期高齢者医療制度が開始されたことにより老人保健制度は廃止となりましたが、医療機関等からの精算のため、その後3年間の経過措置として設けておりました瑞穂市老人保健事業特別会計を平成23年3月31日をもって廃止するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第79号瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方自治法の規定を根拠に、市の分担金、使用料、加入金、手数料及び過料等を徴収するに当たり、納期限までに納付しない者があるときは督促すること等を規定した条例ですが、昨今の経済不況により年々滞納が増加する傾向があることを踏まえ、同じく自治法に規定がある滞納処分についても条例で明文化するよう条文を追加するものです。滞納処分については、条文にありますように地方税法の滞納処分の例により執行することとなります。

監査委員及び議会から滞納額が増加している現状を御指摘いただいておりますが、この条例により一層徴収に努力してまいり所存でございます。

次に、議案第80号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

市内の防災行政無線（同報系）の難聴解消及び機能拡充のため子局を6ヵ所増設し、子局総数を77ヵ所にしたため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第81号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,496万8,000円を追加し、総額164億8,312万2,000円とするものでございます。また、繰越明許費2件及び地方債の変更2件をお願いするものであります。

まず歳出から御説明しますと、人件費関係の補正は、期末手当の0.2ヵ月の減額、各科目においての給料、職員手当等及び共済費の増減は職員の定期異動等に伴う増減であり、今回の人事院勧告による補正のすべては計上しておりませんので、御理解をお願いいたします。また、長期継続契約による契約差金を各目の委託金でそれぞれ減額しております。その他事業の進捗に伴う額の確定による減額、各事業の事業量の増加に伴う不足分の増額及び前年度の精算を計上しております。

款別の主なものは、総務費では、美江寺・穂積線の路線バス運行負担金160万円、広報掲示板設置工事費225万8,000円、本田公民館修繕費50万円の増額、広報作成委託料460万円を減額しております。徴税费では、生命保険契約等に基づく年金に係る所得税還付に伴う市民税還付金200万円の増額を計上しております。

民生費では、職員給等の増額により国民健康保険事業特別会計繰出金139万1,000円を、自立支援給付事業等の障害者福祉費で3,686万2,000円、福祉医療費は2,284万7,000円、生活保護扶助費では2,629万3,000円の増額を計上しております。

衛生費では、市営墓地使用料返還金68万円、太陽光発電システム設置整備補助金420万円の増額、保健師賃金127万5,000円の減額となっております。

土木費の道路橋りょう費では、地域活力基盤創造交付金事業1,400万円の増額、下犀川橋かけかえ事業6,000万円の減額、河川費では新堀川新河道事業で2,000万円の増額、都市計画費では公園費に2億2,475万円を計上しております。

教育費では、穂積中学校校舎改築工事の完了により2,419万3,000円を減額し、小学校・中学校のクラス増に伴う備品購入費、需用費等の増額を計上しております。

次に歳入ですが、市税の法人市民税で9,370万円を、国庫負担金では障害者自立支援給付費負担金及び生活保護費負担金で3,731万8,000円を、国庫補助金では地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域活力基盤創造交付金等で827万9,000円を計上しております。

県支出金では、県負担金の障害者自立支援給付費負担金及び県委譲事務交付金で900万7,000円を、県補助金の自主運行バス運行費県補助金、障害者自立支援基盤整備事業県補助金及び県

市町村振興補助金等で723万8,000円を計上しております。

寄附金では、個人及び団体からの寄附金308万5,000円を計上しております。

繰入金では、後期高齢者医療事業特別会計繰入金158万6,000円を計上しております。

諸収入の雑入では、介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金の精算金として468万1,000円を計上しております。

市債では、事業費の変更に伴い道路橋りょう整備事業債及び河川整備事業債を補正するもので、合計で4,000万円の減額であります。

歳入歳出の財源の不足分につきましては、9月議会での補正で基金積み立てとした公共施設整備基金より繰り入れて財源充当をしております。

続いて、議案第82号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万2,000円を追加し、予算の総額を45億9,677万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成21年度の保健事業の精算金として、国庫・県負担金がそれぞれ76万2,000円の増額、前期高齢者交付金の確定により84万9,000円の増額、一般会計繰入金で職員給等の法定繰入金を139万1,000円増額するものであります。

歳出につきましては、総務費として139万1,000円の増、保険給付費286万1,000円の増、介護納付金の確定により71万4,000円、保健事業費の27万6,000円をそれぞれ減額し、保険税の還付金として諸支出金を50万円増額計上するものであります。

次に、議案第83号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、予算の総額を3億4,798万6,000円とするものであります。

歳入については、保険基盤安定繰入金13万1,000円、平成21年度の保健事業の精算金として諸収入158万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付するため13万1,000円増額し、保健事業の精算金は158万6,000円を一般会計へ繰出金として増額計上するものであります。

次に、議案第84号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を増額し、総額1億8,760万9,000円とするものです。

歳入の内容は、大型店舗の接続に伴い下水道使用料114万2,000円の増額と一般会計繰入金を69万2,000円減額するものでございます。

歳出の内容は、一般管理費12万2,000円の減額と処理施設の維持管理費として57万2,000円を増額するものでございます。

次に、議案第85号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的支出において359万円減額するものであります。その内容は、職員異動に伴う人件費の調整により営業費用を359万円減額補正するものであります。

次に、議案第86号非核・平和都市宣言の制定についてであります。

去る9月議会において一般質問をいただきました折に、非核・平和都市宣言の思いや取り組み方を述べさせていただきましたが、この11月1日付で平和市長会議のメンバーに加わることができました。

また、その後、広島原爆パネル展も巣南庁舎と市民センターで開催し、多くの方が原爆の悲惨な状況を見られ、改めて平和のとうとさを認識され、市民の方から、原爆をなくさないといけないとの御意見も多くいただいております。こうした皆さんの意見を背景に、今回瑞穂市としての宣言案を上程させていただきましたので、議員各位の御賛同をお願いするものでございます。

以上、17議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議をいただき、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午前10時42分

再開 午後1時04分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第74号、議案第76号、議案第77号及び議案第86号の4議案を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第74号、議案第76号、議案第77号及び議案第86号の4議案は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第74号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） これより日程第9、議案第74号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本議案には反対であります。

この間、何回も言っておりましたけれども、やはり議員の活動は、それを生活的に最低限支えるだけのもの、とりわけ圧倒的多数を占める勤労者が生活をできる。例えば会社をやめても生活ができる、そういう基本的な額が必要だというふうに考えております。

そういう意味で考えた場合に、「全国市議会旬報」の8月25日号に人口段階別に見た市議会議員の平均報酬月額、調査対象804市というのが出ております。これで5万から10万未満を見ますと38万7,000円ということで、13万2,000円ほど瑞穂市の方が平均的に低いというふうになっております。そして、県下的にも最低の状況であります。さらに、名古屋でも今問題になっておりますけれども、議員活動をやるためには、生活とは別に、議会に必要な活動費というものがが必要です。それは他の自治体においては政務調査費という形で出ておりますけれども、瑞穂市にはそれは出ておりません。ですから、手取りが18万8,900円、毎月あるわけですがけれども、それから活動費を必要とすれば、必要とする額のみだけ出ちゃうわけですね。そうすると、何回も今まで言っておりますけれども、30代、40代、50代となってきた、子供2人でできてという状況で、子供にコンビニでアルバイトをさせるという状況をやっても、実際問題、活動をやればやるほどなかなか生活ができなくなってくると、結果的には、自営業者か、あるいは年金生活者でそれなりに生活できている人が議会に出てくる。その他の一般の中間の勤労者を中心にしては議会に出てこれない。しかしながら、実際のうちのまちの構成を考えたときに、やっぱり労働者が圧倒的にたくさん見えると思うんですね。そういう人が実際問題なかなか出てこれないような状況になると思います。

ですから、ほかの議案もそうですけれども、いわゆる国の人勤でそういうふうに出たから、一律でそれをやるというふうな、いわば思考停止ですね。自分の頭で考えない。中央が決めたから、それを自分の自治体で同じようにやっていく。こういうことでもいいのかと。これからの瑞穂市の中で、本当に若手の議員も含めて、勤労者の議員も含めて、参加をしていこうとするならば、今のような状況で果たしていいのかどうか。我々はもうこれから、あと本当に余命幾ばくもないですから、先行きないんですけれども、これから若い人たちはいっぱいいるわけですから、そういう人たちのために、やっぱり議会全体としてどう考えていくか。そのためには、

提案する側の執行部が、仮に結果として議会から否定されようが何しようが、名古屋の河村市長は、考えは全く反対ですけれども、何回でも自分の信念を貫いて提案をしていく。ちょっと出して、ちょっと引っ込めるんじゃない。とことん自分の信念に従って、それをやっていくということを、やっぱり将来を考えたときにやっていかなきゃいけない。

そして、そういうものを提案するんであるならば、逆にこれ、執行部が提案しているんですから、執行部が市議会の議員の期末手当を0.2ヵ月カットするという議案を提出しているわけですから、だったら、政務調査費なんかについてだって、執行部はみずから提案することができるわけですよ。そういうことについての考え方はじゃあどうなっているんだと。そういう議論はしてきたのか。そういうことが自分の頭で考え、今後の瑞穂市の議会をより活性化させるための経済的基盤の確立ということにつながってくるのではないかというふうに、私はもう何十年の活動の中でそのことを経験しております。

個人的なことを言えば、私は活動家ですから、ずうっと若いときから社会運動で給料もろくすっぽない中でずうっと活動をやってきた。だから、個人はできるんですよ。ただ、普通の議会は普通の一般の人たちなんですね。特別の活動家じゃないんですよ。ちゃんと子供を持って、ちゃんと子供を育てながら、生活をしていく。大学にも行きたいと言ったら行かせる。そういう普通の家庭生活をやりながら、生活が最低限保障される中で議会活動が継続できる。こういう環境をやっぱりつくっていかなくちゃいけないというふうに、私はこの間の数十年の議員活動の中で腹からそう思っております。ですから、もし私が市長であれば、何回でも出します、それを。河村さんみたいに何回でもそれを出す。

そういうことを踏まえて、私は、もしこういうものを出すんであるならば、政務調査費等も含めてやる。ちなみに言いますけど、あと年金だって、今度廃止になる。民主党が通常国会で多分提案をするでしょう。国会議員に並んで、大体一時金でやる場合は8割ぐらいやります。けれども、今までずうっと県下で最低。十数万違っておれば、その8割だけでも全然違うんですね、それだけでも。それを老後の年金の部分にとっておくこともできるわけですよ、使わずに。だから、本当にこれから議員に出てくる人たちのことを考えると、やっぱり瑞穂市の報酬と政務調査費等々を勘案しながら、活動をしていけるようにしていかなければいけないというふうに私は思っておりますので、この議案については反対であります。

なお、その次の特別職の議案もありますけれども、それは議員に比べてはいいんですけども、ただ全体的に政府が人件費攻撃、公務員をやり玉に上げて、一般職であろうが、特別職であろうが、徹底的にたたいてしまえということと一体的にやられていますんで、私はまた反対です。その場で討論をしませんので、あえて言うべき場ではございませんけれども、一言つけ加えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議案第74号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正への賛成討論をさせていただきます。

議員の月額報酬が低いことは認識しております。しかし、8月に報酬審議会の答申書の写しが各議員にも配付されていると思います。その中でも、報酬を上げることに慎重な意見が書かれておりました。こうしたことを考えると、今回の人事院勧告に沿って、職員給与も下がる条例の一部改正をする条例の提案があると考え、議員も同様に期末手当が下がってもやむを得ないと思いますので、今回の議案第74号の条例については賛成するというところでございます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第74号、続いて76号、77号と続きますが、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、先ほど西岡議員が発言なさったことは言うまでもございませんが、私なりの表現の仕方ですら二つ申し上げさせていただきます。

一つは、格差の問題です。

公務員と民間の格差を縮めるために人事院勧告というものがあるわけですが、では、公務員間の格差というものはどうなるのでしょうか。これが全く考慮されていないと。ここでは、議員に限ってもよろしいですが、先ほど38万と、ここが25.5万ですね。この格差を言われましたが、こういう格差を無視して、一律にパーセンテージで下げると、非常に形式的なやり方だと思います。もっと施策というものは、個々に応じた適正な施策が必要だと思っておりますので、まずこの点で反対でございます。

二つ目に、人件費の問題です。

ここに新聞の切り抜きがございますが、最近「ドケチ道」という本が出たそうです、ビジネス書として。山田昭男さんという方が書かれたそうですが、「人件費けちるのは勘違い」といって新聞で紹介されました。少し長くなりますが、どうしてもこれをこの議会で考えたいと思いますので、読み上げることをお許しください。

「痛快な経営指南書である」。これは会社の経営者が言っているわけですから経営ですが、この場合、私たちが聞くときには、会社とか、そういうことは公務員と。常勤公務員、それから非常勤公務員、議員の両方に言葉を置きかえてお聞きいただきたいと思います。「痛快な経営指南書である。未来工業は、岐阜県に本社がある電気設備資材メーカーだ。その創業者で

ある著者は、ドケチ経営者として、そこまでやるかというほど徹底的に無駄の削減を追求してきた。しかし、著者は、社員からやる気、創造性を引き出すためには、一転して反ドケチになる。ドケチと反ドケチのバランス感覚こそが経営者に最も求められる。アイデアを出す社員には報奨金を潤沢に支給。海外への社員旅行は全額会社持ち。年間休日は140日前後（有給休暇を除く）。労働時間は7時間15分、残業は禁止だ。そういった中で、同社の意匠登録件数は大企業を押しつけて、毎年上位にいる。2008年は、東芝、ソニーの上の8位だった。大企業の社長から岐阜の小さな喫茶店店主まで異口同音に人件費が高いと唱えている現状は、今の日本を象徴していて、興味深いと著者は鋭く指摘している。人件費を最大のコストと考え、人件費をけちろうと躍起になっている勘違いドケチな経営者を著者は痛烈に批判している。確かにそれはデフレ長期化の大きな理由の一つと考えられるだろう。人件費削減による数字上の合理化は、会社をむしばむことはあっても、会社を強くすることは断じてない。それは会社がやる気を起こしたり、失ったりする人間の集合体だから、日本経済活性化のヒントが本書にはある」と。会社というところを市役所とか公務員とか自治体というふうに読みかえれば、全くこのとおりだろうと私は思います。

日本は、岐阜県は、ずうっと公共工事優先、箱物工事優先で来ました。岐阜県は1,700億円をおよそ10年間使い、その結果、職員削減、それから県立図書館は指定管理者制度も考えましたが、反対があって、社会教育施設として非常に重要だからということで、古田知事は考え直されましたが、今こそ何にお金を使わなければならないのか。それは、人の育成だと私は思うんですね。特に公務員です。という観点から、本当に瑞穂市、これから伸びる、将来ある瑞穂市が公務員を大事にして、すばらしい瑞穂市をつくっていきたいと私は考えますので、そういう大きな観点からですが、この議案に、続く議案にも反対いたしたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて、採決システムを使用しておりますので、賛成または反対のボタンを必ず押すようお願いをいたします。

これから議案第74号を採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第76号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） これより日程第11、議案第76号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） これより日程第12、議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成です。

まず2点ほど質問をしたいと思います。

第1点目は、先ほど執行部の方は、12月1日が基準日で、条例がそれまでに変更していなければいけないので、先議案件にしていくというような趣旨の発言をされましたけれども、では、47都道府県の中での実態ですね。いわゆる各県の人事委員会で据え置き、あるいは引き下げ

等々の勧告を出した県の人事委員会はあるのかないのか。あれば、それはどこなのかという具体的事実について、ひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、これも前から言っておるんですけども、職員の給与、あるいは労働条件に係る問題については、ここの自治体は組合がないんですね。ですから、今回の問題についても、いわゆる職員と話し合う場所をどうつくるか、つくってもらおうかということは今までも言っただけですが、今回はこの職員給与の引き下げ、期末手当の引き下げ等々については、職員との間では全く話し合うような場はなかったのかどうか。

まず、その2点について質問をしておきたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、2点についてお答えをさせていただきます。

12月1日基準日ということですが、これは条例で定めてございます、いわゆるボーナスの支給基準日が12月1日。なお、6月については6月1日というふうに定められておるわけですが、今回の改正は、12月1日基準日の12月のボーナスでもって調整をするという内容でございます。そのために給与表も改正をされ、その改正された給与表での基準日でもって行うということですので、今回は先議案件とさせていただいたわけでございます。

あと、47都道府県を把握していないかということですが、はっきり申し上げまして、現在、法律が出されて、情報収集に非常に苦慮しているところでございます。新聞紙上等でいろいろ名古屋の職員給料22万減といった報道等もされておりますが、そういった範疇での把握をしておるのが実情でございます、唯一県の人事委員会の勧告が出たという文書が平成22年10月18日付で岐阜県総合企画部市町村課より事務連絡という形でいただいております。これを把握しておる状態でございます、他県及び他市の状況については把握していないのが実情でございます。

それからもう1点、組合がないので、職員の代表と話し合いをしたかというようなお話でしたが、これ、先ほど全協の中で御説明をさせていただきましたように、この制度そのものはそういった形にはなっていないということで、労働組合があるところは労働組合との協議もされるようでございますが、我が市においては労働組合がないということで、そういった話し合う場はつくっておりません。職員互助会という組織もございますが、全員が加入してあるわけではございませんし、そもそもこの制度そのものが、先ほど申しました地方公務員14条、並びに24条という形で構成されておりますので、そういった流れの中で、国の人事院勧告制度に準拠して、当市は当市で判断をしているということですので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 自席の方でお願いしたいと思います。

まず1点目の12月1日の基準日の問題ですけれども、これは、引き下げないということであれば、別に関係ないわけですが、そのままいくわけだからね。引き下げようとしているから、そういうことを言っているわけであって、引き下げなければ、別に全く関係ないわけですが、いずれにしても。

2点目の問題については、組合があるところは交渉するけれども、ないんだからできない。これはやる気の問題ですよ。大事なことは、そこで働く組合員たちの、要するに労働条件についての気持ち、今の情勢について、どう考えているか。こういうことを話し合うということなんです。これができないかということをおっしゃるんです。制度があろうがなかろうが、やる気があればできる。そういう問題だというふうに思います。

あと、資料の収集をしているということですが、私が見た限りでは、47都道府県人事委員会の2010年度の給与改定の勧告は、11月18日に出そろったということで、月給は39都道府県が引き下げを打ち出し、期末勤勉手当は長野、鳥取以外の45都道府県で減額勧告ということで、勧告どおり実施されると、平均年収は、鳥取を除く46都道府県で2年連続マイナスになるということですね。月給の下げ率が最大だったのは、新潟の1.08%、4,059円。一方、民間との格差が小さかった岩手、大阪、鳥取は据え置き。愛知、滋賀、岡山、広島、山口は引き上げを求めた。ボーナスは0.04ヵ月引き上げとした鳥取、改定後の年間支給月数3.90ヵ月、据え置きの長野、同3.80ヵ月以外は0.05から0.20ヵ月の引き下げを勧告ということで、1963年以来47年ぶりに4ヵ月を割る、そういう国の人事院勧告の内容になっておる。47年ぶりなんですよ。大変なことなんですよ。

問題は、鳥取でもボーナスは上げたけれども、ごらんのとおりに3.90ですよ。うちは、議員もそうだけれども、0.2引くと3.95なんですよ。0.04上げて3.90という実態なんですよ。こういう実態を踏まえたときに、やはり当該の県の人事委員会としては、恐らくこれはちょっとひどいということで、引き上げの勧告を出したのではないかというふうに推測をするわけですが、中身の細かいことはよくわかりませんから、そういう記事等で見るだけですからね。けれども、その中で言えることは、先ほど冒頭申し上げたように、国が決めたから、あるいは人事院勧告が出たから、それをそのまま機械的に当てはめるという立場ではない。それは何か。そこに働く職員が、自分の働きやすい職場をつくり、より生活を向上していく、そして住民のために頑張っていくという環境をどうつくるのがいいかということで、人勤が出たにもかかわらず、あえて据え置きとか、あるいは引き上げというものを出しているというふうに思うわけなんですよ。ですから、地方の自治体は、国で決まったことは何でもとにかく消化をすればいいんだ。下で消化をすればいいんだ、流せばいいんだというようなことでは、国がとんでもないことをやろうとしたときに、それを地方自治体からストップするという力が働か

ない。みんな持っていかれる。権力を国と中央政府と、そしてローカルガバメント（地方政府）に分けていること自体がどういう意味を持っているか。このことをしっかりと踏まえた上で、具体的な賃金、給料の問題にも当てはめをしていかなければならないというふうに私は思っております。

それで、質問しますけれども、40歳以上とか、55歳以上の1.5%云々、後期高齢者75歳で線引きして、いろいろ問題になりましたけれども、公務員で55歳だとかで切っちゃって、それで1.5%下げていくというような、こういうことはまさに法のもとの平等に反するんじゃないんですか、年齢で差別をするということは。それ、どうですか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 公平性の理論から考えれば、やや疑問が残るとは思いますが、ただもう1点、先ほど各都道府県の実情のお話の中でございましたように、私がちょっと書籍、学陽書房の「自治体の給与・人事戦略」というような本があるわけですが、この本である程度勉強した範疇でお答えを申し上げますと、人事院勧告、もしくは県で人事委員会をお持ちの団体はそれぞれ勧告をしておるんですが、その勧告以上に自治体が独自に給与カットしている状況があるんですね。これをこの本では、独自に給与を削減している団体が1,858団体中、これは20年の4月1日現在における調査でございますが、1,139団体、全体の6割以上に上っているという実態があるんですね。ですから、人事院勧告、もしくは県の人事委員会の勧告以上に削減をしていると。この岐阜県においても、県の人事委員会の勧告以上に6%から14%の範囲で減額を行っておるんです。今回の岐阜県の人事委員会は、そのカットをやめなさいと。いわゆる県の人事委員会の勧告に沿ってやるべきだという答申を出しまして、先般新聞でもこの県の人事委員会の勧告に沿って給与是正を行うというような報道がされておりました。そういった実態があるということでございますので、必ずしも各県の人事委員会の勧告の内容は一律ではないということは御理解をいただきたいと思います。

ただ、人事委員会を持たない当市においては、国の人勧の判断に沿って行ってきたと。そこで問題になりますのが、先ほど申しましたように、我が市においては独自な給与カットをしておりません。あくまで人事委員会の勧告に沿ってずうっとやってきておりますので、経済状況厳しい云々にかかわらず、ある意味では、公務員は国の人勧の制度にのっとった恩恵というか、保護というか、そういった立場で給料をいただいているというのも事実でございます。

今回、55歳という一定のラインで減額をせよと言ってきたわけですが、その内容も吟味すれば、民間との比較の中で、やはり55歳以上の管理職についてはもらい過ぎているという判断がなされたということで、その公平性の理論からすれば、やや疑問も残るところではございますが、ただ公務員がどういう形での職業かと考えれば、それはやはり民間の労働者と同じような待遇を担保するということが人勧制度があるのであれば、民間の給与がそのようにな

っているということであれば、それに即して改定せざるもやむを得ないというような判断をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 1998年からこの12年間で、いわゆる公務員の平均給与がどの程度下がっているか。つまり今回は9万4,000円平均なんですけれども、この10年間ぐらいで公務員の賃金は、一時金、あと給料とあるんだけど、全体でどれぐらい下がっているというふうに思いますか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 個別的なデータはちょっとあれですが、私自身もこの10年間ずっと下がっておりますので、そういった感覚で見れば、下がっているという実態はあると思います。今回、国の方の改定に伴って、ボーナスの一覧表についても来ておるんですが、平成11年が4.95ヵ月であったんですね。それを平成22年、この10年間で3.95ということは、ここで1ヵ月分下がっているということでございますので、特別給においてもそのように下がっているということで、平均年間給与ベースで言いましても、増減額、それぞれの年はあったと思いますが、平成16年、18年、20年が勧告がなかったということでございますが、あとはすべてマイナス勧告になっていきますので、この10年間を見る限りでも相当額減っているということは認識しております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私の持っている資料によりますと、1998年から12年間で一時金では1.3ヵ月、平均年間給与は70.9万円の引き下げがあったということなんです。70万9,000円ですよ。物すごく大きな金額だと思うんですよ。これだけのお金があったら、日ごろ行っていない温泉に家族で、母ちゃん連れて、日ごろの疲れをいやすように、1回や2回ぐらいは行って、本当に平和な明るい家庭をつくるのに貢献しますよ。そうじゃないですか。そう思わないですか、本当に。約71万円カットになっておるんですよ。さらにことはまた9万4,000円でしょう。私はいつも言っているけれども、公務員賃金が民間に合わせながら、高いから、例えばことしで言えば、0.96でしたか、それぐらい調整するんだというんだけど、その後には必ず民間労働者の賃下げが起こるんですよ。公務員賃金というのは的にしていますけれども、だしなんです。だしに使っている、これを。それをだしに使いながら、その返す刀で民間労働者をばっさり切っちゃう。賃金を下げていく。こういうやり方を何回繰り返されたら、日本の労働者は怒るんだというふうに私はいつも思っておるわけなんですけれども、そこら辺を踏まえていかないと、冒頭申したように、国が出した方針を無批判的に、ただこういう自治体で処理をす

るだけ、処理をするだけの議会というふうになってしまいます。

あと、いろいろありますけれども、いずれにしても、こういう状況が結局中小企業を含む地域の民間労働者のボーナス、それから給料に反映をして、ますます内需喚起する方向とは逆行する方向になっていくということはもう間違いありません。その点の認識だけ聞いて、この質問は終わります。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 西岡さんと私の年代はよく似ていますので、一時ベア闘争という言葉がありました。ベア闘争のベアというのは、ベースアップということなんですね。ずうっと戦後日本はベアで来たわけですが、この十何年かになって、初めてダウンという言葉が出たわけですね。その背景は、日本経済の停滞、いわゆるバブルがはじけて以後、その経済状況の中で公務員だけがベースアップということではいけないということで、国の人勤制度もダウンを指示しているんだというふうに解釈しております。ですから、国民、市民あつての役所であれば、当然民間の状況に即して、公務員の給与も決定されてくるのがその制度でございますから、今おっしゃられたようなダウンがあってもしかりだということで解釈して、地方分権という形でなくて、自主権が来れば別でございますが、今の制度の中では、やはり国の人勤に沿って粛々とやらざるを得ないという認識は持っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 質問するつもりはなかったんですけども、今、奥田部長が答弁した中身に関連して、ちょっと一言言いたかったんですが、要するにこの10年春闘ですね。賃上げ結果が出ておるんですよ。国民春闘共闘で5,771円で1.86%、連合で4,879円、1.69%、日本経済連の関係で大手で5,886円、1.86%、中小で3,842円、1.52%など、昨年比でほぼ同様のアップ率を示して、基本給は引き上げ傾向にある。基本的な認識として、時々刻々動いている。その実態を正確にとらえてやらないと、民間はもう下がっていて、それがすべてで、それに比べて公務員は高過ぎるから、引っ張れと言ったら、政府の思うつぼですよ、皆さん本当に。そんなことやったら、ボランティアで働けという話になる。やっぱり生活をしっかり自分たちで守って、その上で、住民のために全体の奉仕者として死力を尽くすというその基本的スタンスをしっかりとっておいてもらわんと、抽象的な状況ではだめだということです。そういうことを言って、答弁はもう要らないです。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

ただいま提案されています議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対して、反対の討論を行います。

特別職、議員の条例改正については賛成をいたしました。特別職、議員というのは政治家でございますから、そういう点ではやむを得んという立場で賛成をいたしました。

公務員の皆さんは労働者でございますして、この給料が生活の糧になっているという立場から、反対をしたいと思います。

その理由でございますけれども、まず第1点目は、今回の給料の値下げの提案については、22年4月1日までさかのぼって実施がされ、給与の賃下げ分を返還するということになります。遡及をするということでございます。それで、12月に支給される期末勤勉手当で調整し、減額をするということになります。これは、不利益な案件を遡及してしまうということについては、原則的にはいかなのではないかと私は思います。

前の瑞穂市の市長でありました松野市長の時代には、こういう遡及措置をやらないと。給料の還付をとるということはないということで措置したこともございます。そういう点では、今回の堀市長もそういう立場をとるべきではなかったかということを思います。

第2点目は、全協の提案説明の中で、均衡の原則から、国が給与を引き下げたら、地方自治体の職員も給与の引き下げをしなければいけないという説明がございました。均衡というならば、国家公務員を100として、ラスパイレス指数が低い瑞穂市が100に引き上げることが均衡ではないのでしょうか。均衡の原則を用いるのなら、給与の引き上げをしなければならんと思うんですが、そういうことで、均衡の原則からの給料引き下げ提案というのは理由にならないということを思います。

3点目は、今回の給与引き下げの提案の内容は、人事院が民間との調査をした結果、公務員が民間の給与を上回っておったということから、公務員給与の引き下げを勧告した。それに伴って実施をするということでございます。民間の労働者の賃金が毎年下がっていると。これは、大企業が経済のグローバル化をした。このグローバル化との戦いに世界と競争して勝つには、もっと企業努力をしなければならん。そのために必要なのは、労働者の賃下げをする。派遣労働者など非正規労働者を採用するなどして、労働コストを引き下げる。そういうことを行ってきた原因があるのではないかと私は考えます。

しかし、大企業の中には、内部留保金というのを多くため込んでおります。224兆円もため

込んでおるといことが報道されております。私は、日本の労働者の賃金全体を解決するには、大企業の内部留保をどう活用するか。このことが必要だと思います。そういう点では、この内部留保をもっと引き出すための賃上げ、さらには雇用については、正規採用が当たり前という制度を確立する労働者派遣法の抜本的な改正等が必要ではないかと思ひます。

さらにもう一つは、この内部留保活用のためには、法人税ももっと適正な法人税率に引き上げて、国・地方の財政の確立、このこともあわせてやっていくなれば、日本経済がもっと活性化し、動き出すのではないかと思ひわけでございます。

そういう視点でございますので、当面の公務員の給与を引き下げるといような措置ではなく、もっと根幹の部分にメスを入れたことをやっていく必要があるという立場から、反対をいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗です。

議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成討論をさせていただきます。

国の人事院勧告をする前に、1万1,100社、45万人を対象とした調査の中で89%の企業からの回答があり、もちろんその中で、就業者50人以上の企業でございますけれども、100以上の説明がございました。そうした中で、職員にとっても厳しい内容でございます。また、国民経済がもっと厳しい実態がある中で、そうしたことを考えると、今回の条例改正はやむを得ないと思ひます。

また、議員も御承知のとおり、瑞穂市のラスパイレスにおいても県下より低いということで、年々上げてきている状況の中、また1級から6級、あるいは1級から7級という給与体系も切りかえました。真ん中の課長補佐、総括課長補佐、そこら辺も含めて、等級の配列も変えました。

そうした中で、人事院の勧告をある程度尊重してやっていかないと地方交付税をマイナスにされるという状況も踏まえ、今回の職員の給与に関する一部改正に賛成をしたいと思います。

そうした中で、瑞穂市の自主財源である市町村民税、あるいは固定資産税も前年度対比減っている現状の中で、ある程度みんなが痛み分けし、市民が安心して暮らせる公共投資をするためにも、歳入が少なければ、皆さん全員が、議員、あるいは特別職職員も含めて、今回の人事院勧告の改正について賛成したいと思います。

賛成討論を以上で終わります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕と申します。

議案第77号の件で反対討論をさせていただきます。

ここに企業別の調査事項ということで、民間給与関係等ということで、21年度の民間給与実態調査要綱というものがございまして、これは人事院勧告に沿って出された資料でございまして、

その中に、漁業、工業、建設業等々78種類の方の給与体系等の調査結果が載っています。

この中で一番目にしたことは、20年度の給料と19年度の給料の民間のものが出ています。27万4,000円から27万3,000円、約1,000円下がったというような報告がございまして、いろんなことで、今、小寺議員等も述べました。企業自体が内部留保を削減しながらやっている中で、このようなものの調査結果が出ているんだということが明白でございまして、

いろんな状況が考えられますが、民間レベルで約1万社の企業自体の人事院勧告に沿ったものが本当に正しいのかどうか。人事院勧告に基づいたものが違法なんだというようなことも言える可能性がございまして。私も、いろんな状況を考えますが、企業の内部留保等を取り崩せば、民間も給与がアップするんだというようなことで、そういう観点から、民間とのレベルの差を一緒にしようという公務員の給料の減額は反対をさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第86号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） これより日程第21、議案第86号非核・平和都市宣言の制定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午後2時07分